

豊田市信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、中小企業者が制度融資により借り受けた資金の信用保証料に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に住所及び事業所を有すること。
- (2) 愛知県信用保証協会の保証対象者であること。
- (3) 市内の金融機関から借入れを実行していること。
- (4) 信用保証料を一括納付していること。
- (5) 次に掲げる制度に基づき借入れを実行していること。
 - ア 商工業振興資金融資制度要綱（60商金第66号）に基づく制度
 - イ 豊田市商工業者事業資金融資制度要綱に基づく制度
- (6) 市税の滞納がないこと。

(補助金額等)

第3条 補助金の額は、一括支払いした信用保証料の額に、次に掲げる算式により算定した補助率を乗じ、100円未満の端数を切り捨てた額とする。

$$\text{補助率} = \text{信用保証料額} \times \{ (\text{融資金額} - \text{借換資金}) \div \text{融資金額} \} \times 100$$

(小数点2位以下切捨て)

2 補助金の交付を受けた者が、借入金の繰上償還により信用保証料の一部が返戻されたとき、又は返戻を受けることが確実であるときは、当該補助金の交付を受けた者は、既に交付した補助金額から、次に掲げる算式により算定した本来補助すべき額を除いた額を市長に返還しなければならない。

$$\text{本来補助すべき額} = (\text{当初保証料} - \text{繰上償還による返戻額}) \times \text{借換資金を除く補助対象融資金額} \div \text{融資金額} \times \text{補助率} \quad (100円未満切捨て)$$

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、融資実行日より起算して14日以内に、豊田市信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書に、取扱金融機関の信用保証料の支払証明書、信用保証料一括支払いしたことを証明する書類(写)及び信用保証書(写)を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の交付決定を受けた申請者は、速やかに補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助の除外)

第7条 当該融資制度の運用により認められた既往債務の返済猶予に係る信用保証料については、補助しないものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、この制度の適正な運用を図るため、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に規定する条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、補助金の交付を受けたとき。

(調査)

第9条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があるときは、取扱金融機関及び受給者に対して、指示、調査を行い、又は報告を求めることができる。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、施行日から失効期日までに融資が実行されたものについては、引き続きその効力を有する。